

【問】問合せ先

資産税課 ☎973-15394
法人・個人事業主のみなさま
償却資産の申告はお済みですか？
 1月1日現在で、会社や個人で事業のために所有している償却資産(構築物、機械、大型特殊自動車、など)を市内に所有している方は申告が必要です。
【受付期間】1月6日(月)～31日(金)
 午前8時30分～午後5時15分
【受付場所】資産税課窓口にて
 ※申告用紙については12月中に送付しておりますが、ホームページからダウンロードも可能です。
 ※受付の最終日は、大変な混雑が予想されます。早めの申告をお願いいたします。

③講演会「認知症への向き合い方」
 認知症の特徴と支援方法のヒントについて、学んでみませんか。
【日時】2月19日(水)午前10時～午後1時
 (受付:午前9時30分)
【場所】健康福祉センターうるま 3階 視聴覚室A
【対象】在宅で高齢者を介護している家族や地域の援助者
【講師】仲里 宏敦(認知症ケア専門士) 50名(定員に達し次第受付終了)
【参加料】100円(資料代含む)
【申込期限】1月20日(月)～2月10日(月)
【申込方法】電話にてお申込みください。
【申込先】いしかわ願寿ぬ森 ☎964-16511
【問】介護長寿課 ☎973-13208

【問】問合せ先

③おつまみ料理教室 参加者募集
 3月から4月は、歓送迎会やお祝い事など飲酒の機会が多くなる時期ですね。そんな飲み会シーズン前に、美味しくてヘルシーなおつまみ料理とノンアルコールカクテルを楽しみながら、お酒との上手な付き合い方を考えてみませんか？
【日時】2月21日(金)午後6時～8時
 受付:午後5時30分から
【場所】健康福祉センターうるま 3階調理室
【対象】市内在住の20歳～64歳までの方
【定員】25名 **【参加料】**無料
【持ち物】エプロン、三角巾
【申込期間】1月10日(金)～
 ※定員に達し次第受付終了
【申込方法】窓口またはお電話にて
【問】健康支援課 ☎973-13209

介護長寿課 ☎973-13208
①介護保険料の訪問徴収が廃止になります
 介護長寿課では、これまで介護保険料の訪問徴収を行っていましたが、令和2年4月1日から訪問徴収を原則廃止し、自主納付の推進を図っていきます。納付通知書が届きましたら、お近くの金融機関窓口やコンビニエンスストアで納めてくださいますようお願いいたします。また、便利で安心な口座振替もご利用いただけます。お手続きには、預貯金通帳、届出印及び納付通知書をご持参ください。

障がい福祉課 ☎973-15452
講演会「ひきこもり」
 ～正しい理解と家族の対応～
【ひきこもり】という言葉をよく耳にしたり、普段何気なく口にしてる人は多いことでしょうか。でも、実際にどんな状態かを理解している人は意外と少ないのではないのでしょうか。当事者や家族の方で相談機関などがわからず悩んでいる方もいるでしょう。この機会に一緒にひきこもりについて学んでみませんか。

【講師】金城 隆一氏 (NPO法人沖縄青少年自立援助センター ちゅうらい)
【日時】1月31日(金)午後2時～4時
【場所】うるま市役所棟3階 大講堂
【対象】市民および関心のある方 (手話通訳・要約筆記あり)
【定員】150名
【入場料】無料 ※申込みは不要です。
【問】障がい福祉課 ☎973-15452



②高齢者の「障害者控除対象者認定書」および「おむつ代の医療費控除の証明書」の発行について
 介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者または知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。
 所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。
【対象者】
 65歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、またはその人を扶養している方。
 ※すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方は、該当しません。
【控除の区分】
 ①障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がAまたは認知症高齢者自立度がII)。
 ②特別障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がB、Cまたは認知症高齢者自立度がIII、IV、M)。
【おむつ代の医療費控除の証明書について】
 介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。
【対象者】
 次の条件をすべて満たす場合に「証明書を発行します」。

特別支援教育就学奨励費・就学援助制度のご案内

市では、経済的な理由により就学が困難と認められるご家庭や、市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、または市の就学支援委員会において判定され普通学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度があります。令和2年度の申請については下記のとおりです。*重複しての受給はできません。

制度名	特別支援教育就学奨励費	就学援助制度
内容	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、または、市の就学支援委員会において判定され普通学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費の一部を援助する制度です。	経済的理由によって就学が困難と認められる公立小中学校へ通う児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する制度です。
対象	①市立小中学校の特別支援学級へ在籍する児童生徒の保護者。 ②市の就学支援委員会において判定され、普通学級に在籍する児童生徒の保護者。	①市内に住所を有し、公立の小中学校に在学している児童生徒の保護者。 ②区域外就学でうるま市立小中学校に在学する児童生徒の保護者。
給付内容	①学用品・通学用品費 ②新入学児童生徒学用品費(または、新入学用品準備金) ③修学旅行費 ④学校給食費 ⑤校外活動費 ⑥医療費 ※特別支援教育就学奨励費については、実費支給のため①～⑤の購入費用が確認できる領収書等の提出が必要となります。申請を予定されるご家庭は保管をお願いします。(上限あり) ※上記⑥の費目については特別支援教育就学奨励費は対象外となります。 ※両制度とも審査を行い、認否の決定を行います。	
申込方法	在学する市立小中学校事務室より申請書類を受け取り、同事務室まで提出してください。	
申込書配布及び提出先	市立小中学校事務室。	市立小中学校事務室。(区域外、県立中学校は学務課)
申込書配布申込期間	令和2年7月以降。	令和2年1月8日(水)～31日(金)。 ※令和2年度入学の新小学1年生及び新中学1年生と県立中学校生徒は令和2年4月10日(金)～30日(木)。
提出書類	各学校または学務課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。	

【問】学務課 ☎923-2159

マイナンバーカードの休日交付日
《1月》
12日(日)、26日(日)
(時間:午前9時～午後1時)
 ※受け取りについては事前に予約が必要です。
 ※平日毎週木曜日は夜8時まで交付および申請を受け付けております。
【問】市民課 ☎989-5410

1月 は市県民税第4期分の納期です
 お届けした納税通知書にて、納期限までに納付くださいますようお願いいたします。
【納期限】1月31日(金)
【問】課税について
市民税課 ☎973-5382
納税について
納税課 ☎973-1099

【問】介護長寿課 ☎973-13208

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方
 ※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。
 ②要介護認定時に主治医から提出していただいた意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁の発生の可能性があることを確認できる方。
【申請手続き】介護長寿課窓口にて、申請書(※申請者印、対象者印必要)に必要事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。

ゆらてく祭り 第15回 生涯学習フェスティバル

見て、学んで、体験して、そしておいしいものを食べに来ませんか？

日時 令和2年2月1日(土)～2日(日) 午前9時～午後5時
場所 生涯学習・文化振興センターゆらてく、うるま市民芸術劇場

内容 伊波メンサー織り体験、給食試食、茶道体験、読み聞かせ、手作り体験、各種サークル舞台・展示発表、軽食・バザー、小中学校童話・お話・意見発表会、家庭地域学力向上実践報告会など ※日時により催し物内容に変更がございます。

【問】生涯学習スポーツ振興課 ☎989-3110

